

令和6年度

教育支援ルーム「なないろ」利用に関する手引き
(保護者用)

<目次>

- 1 はじめに
あらゆるこどもの育ちを保障する教育活動と教育支援ルームの設置について
- 2 教育支援ルームの設置と目的について
 - 1) ルームの名称について
 - 2) 支援内容など
 - ① 対象
 - ② 内容
 - ③ 開設日時
- 3 利用手続きについて
- 4 指導要録上の取り扱いについて
- 5 連携（会議・研修など）
- 6 参考資料
竜王町教育支援ルーム設置要綱
利用に関する様式1～3資料1
資料2
資料3

1 はじめに

あらゆる子どもの育ちを保障する教育活動と教育支援ルームの設置について

(1) 不登校に関する現状と課題

① 滋賀県における課題

令和6年3月に滋賀県は「しがの学びと居場所の保障プラン」で以下のような課題を示しました。

令和4年度の滋賀県の小・中学校等の不登校児童生徒は過去最多の状況にある。これまでも学校教員向けの研修等を通じて不登校の理解と対応が促され、県内自治体それぞれの工夫により多様な学びの場の支援等が行われてきているが不登校児童生徒は増加傾向であり、公立の小学生365人、中学生732人、高校生の342人が専門家等による相談・支援等を受けておらず、支援につながっていない（全国では4.6万人に上る）。^{注1}

学校は「学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティーネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」を担っている。^{注2}

こうした学校が担う重要な役割を前提としながら、不登校対策にあたっては、子ども自身の意思を十分に尊重し、学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

「しがの学びと居場所の保障プラン」（令和6年3月）

^{注1} 「令和4年度文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におけるスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・養護教諭、教育支援センター、民間団体等での相談・指導を受けていない人数

^{注2} 「令和の日本型学校教育」の構築をめざして」（令和3年中教審答申）

② 竜王町の現状と課題

竜王町においても年々不登校児童生徒数が増加傾向にあり、近年は小学生の不登校児童も増えているのが課題のひとつです。また学びの場についても子ども一人ひとりに合った場を選択できる機会が増えつつあり、民間団体等での相談・指導を利用するケースも見受けられます。竜王町では「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」について、学校が重要な役割を担っていることを前提としつつ、多様なニーズに応えられる「学びの機会と居場所の保障」を学校、教育委員会、関係各課、地域の団体等のネットワークを活用して行っていきます。

令和6年度からは学校との連携をより強化し、学校での支援について見直しを行うとともに、竜王町の不登校対策の体制を強化するため、教育支援ルーム（適応指導教室）を自立支援課から学校教育課に移管しました。そのうえであらためて「誰一人取り残さない学びの保障」について関係者が集まり、一緒に考えながら支援を充実させていきます。

2 ルームの設置と目的について

(1) 教育支援ルームの名称について

教育支援ルームの「なないろ」の名称には多様性を尊重するという意味を込めており、「一人ひとりの異なる色を大切にそれぞれの学び・育ちの保障」をしていく場であることを示しています。

(2) 目的

教育支援ルーム「なないろ」（以下、「なないろ」）では不登校およびその傾向にある小中学校に通う児童生徒を対象に、学校とは異なる居場所を保障し、児童生徒の学校、家庭等における教育上の課題の解決に向けて、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、心の安定と自信の回復を図り、もって児童生徒の自立的な成長を促すことを目的としています。

(3) 対象

- ① 町内に在住する小学校・中学校の児童生徒
- ② 町立学校に区域外就学する児童生徒
- ③ その他教育長が適当と認めた児童生徒

(4) 内容

児童生徒や保護者への直接的、個別的な支援と教育支援全般に関する間接的な支援を実施し、こどもの学びの場の保障や育ちを保障するための居場所の確保など、地域におけるこどもたちの健やかな育ちを関係者と共に支援します。

【直接支援】 *児童生徒・保護者の相談 *学習支援 *体験活動
*ソーシャルスキルトレーニング *家庭や学校への訪問支援など

【間接支援】 *不登校の早期発見や早期支援に関すること *研修会の開催
*ケース会議の実施（相談支援SVの活用など）
*関係機関との連絡調整

(5) 開室時間・曜日・場所

場 所	曜日と時間
竜王町公民館 3階 (ふれあい相談発達支援センター内)	火曜日・木曜日 9時30分～12時30分
竜王町内公共施設	その他の曜日(土日祝のぞく) 同上

* 学校に訪問しての支援については学校と調整して随時実施します。

* 不登校等、こどもの育ちに関する個別の教育相談については今まで通り、随時実施します(月～金 9時～17時)。原則的には事前予約が必要です。場所は竜王町公民館(ふれあい相談発達支援センター内)や各学校へ訪問しての相談も行います。

3 利用手続きについて

(1) 連絡・申し込み

教育支援ルーム担当者(指導主事またはスクールソーシャルワーカー)にご連絡(Tel 58-3719)ください。学校や支援関係者と協議を実施し、どのような支援が適当かについて判断します。

(2) 利用開始後について

利用を開始されましたら、必要時に学校と連絡を取り合い、児童生徒の成長について共に考えていく場を設けます。

(3) 保護者との定期的な相談について

利用を開始した児童生徒の保護者とは毎学期末に懇談を実施し、児童生徒の状況について一緒に話し合う場を設けます(支援の内容の検討を一緒に行います)。またその内容については学校と情報共有して、当該児童生徒の支援について連携して行えるようにしていきます。

4 小学校、中学校の出欠の取り扱いについて

ルームに通室した日を出席扱いとすることができます。

5 連携（会議・研修など）について

（1）連絡・会議・研修等について

- * 学期毎に「竜王町教育支援ルーム運営連絡会議」を実施します。
- * 竜王中学校で実施されている「教育相談部会」に参加して随時情報共有します。
- * 在籍学校との連絡（学校長および担任、教育相談主任、不登校コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなど）を随時実施する。
- * 学びの保障、居場所の確保についての研修会の開催

（2）関係機関・施設等との連携について

以下の関係機関と必要に応じて連携していきます。

【町関係課】

健康推進課、自立支援課、福祉課など

【県関係機関】

心の教育相談センター、総合教育センター、滋賀県日野こども家庭相談センター、東近江健康福祉事務所など

【その他】

滋賀県教育支援センター連絡協議会、2市2町教育支援センター連絡協議会、民間のフリースクールや不登校関連団体とも連携・情報共有を行い町全体で子どもの育ちを保障していきます。

教育支援ルーム「なないろ」の利用手続きについて

学校や保護者からの利用申し込み

実際に見学や体験を行う前に、学校のお話を伺ったり、保護者または本人（児童生徒）と面談する場を設けます（指導主事または町スクールソーシャルワーカー）。

見学・体験

「なないろ」の場所やどんなことをするかなどを見学、体験してもらいます。

利用に関する協議

利用が可能かどうか、どのような利用がよいかについて教育支援ルームと学校とで相談します。利用が望ましいと認められた場合、学校長は竜王町教育支援ルーム事業実施要綱にある事業利用申請書（別記様式第2号）に保護者から提出された事業利用申込書（別記様式第1号）を添えて教育委員会に提出します。

利用開始

- *小学生は保護者に送迎いただきます。
- 中学生は自転車やその他の交通機関（チョイソコリゅうおう等）での通室が可能です。
- *必要に応じて、随時、学校や関係機関との連絡を取り合いながら、子どもの学びと成長を関係機関と協働しながら支援していきます。
- *毎学期末に保護者面談を実施し、支援の状況や今後について一緒に考えます。
- *個々の目標によって異なりますが、学年の終了と同時にいったん利用を停止し、再検討の機会を設けます。4月は原則的には調整期間とし、支援や利用の在り方について見直します。（※4月も個別の相談や訪問支援等は実施します）

利用終了

「なないろ」の利用が終了した場合も個別の相談を継続したり、グループでの体験活動に参加したりすることも可能とすることもあります。